

1. クーポン券の使い方

- 一人当たり500円×20枚つづりで10,000円分の冊子となっています。
次ページ以降の「使い方」に従って、1枚当たり500円相当の金券として使用してください。
- クーポン券は、ご自身でつづりから切り取って、ご使用ください。



2. クーポン券使用上の注意

- クーポン券は、3ページ以降で記載する方法でのみ使用できます。また、介護用品等は、当ガイド(11ページから)をご覧くださいのうえ電話・FAX・電子メールで注文してください。
- クーポン券は、500円単位未満での使用はできません。また、おつりは出ません。
- 500円単位を超える差額については、現金を足してお支払いください。
例) 1,300円の支払い額=500円券2枚と自己負担分現金300円で合計1,300円の支払い
クーポン券3枚で、おつり不要とすることはできません。
- 使用できる方は本人のほか介助者(本人のために行為を行う場合のみ)です。
(他人に譲る、売買する、換金するなどの行為はしないでください)
- 使用期限があります(令和7年6月1日～令和8年2月28日が使用期限です)。
2月28日の最終取扱い時間は、施設によりそれぞれ異なりますのでご注意ください。
- 紛失や汚損等による再発行、交換はできません。
- クーポン券受け取り後に、転出や、万が一亡くなられた場合は、速やかに生駒市地域共生社会推進課か障がい福祉課へ返却してください。又、以前にお渡しした生きいきカードを別の種類の交通券やクーポン券に交換することはできません。

※生駒市と受託事業者である生駒市生きいきクーポン券事務局(日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社)は、個人情報の取扱いに関して「目的外使用を禁じ、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう」契約を交わしています。